

3 就業制限従事者の資格（労働安全衛生法第61条）

就業制限業務に就くためには、業務ごとに、原則として都道府県労働局長の免許を取得するか、又は都道府県労働局長の指定する者（指定教習機関）が行う技能講習を修了することが必要となります。

また、就業制限業務に実際に就く場合には、これに係わる免許証又は技能講習修了証（技能講習修了証明書）等を携帯していなければなりません。

